

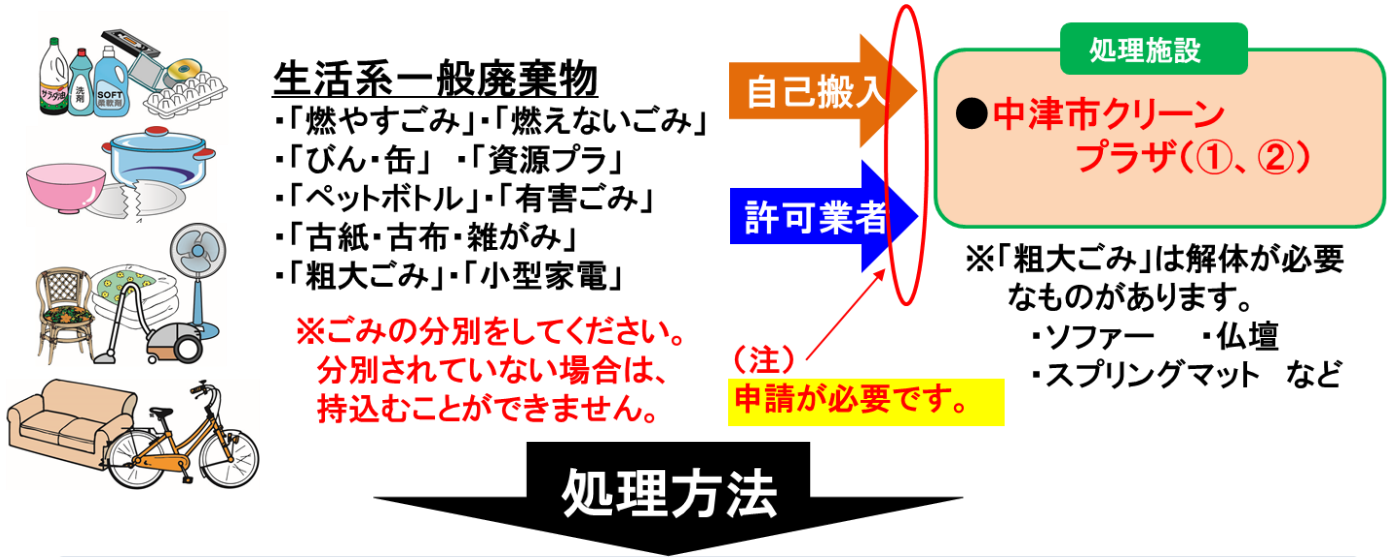
■「生活系一般廃棄物」の持込み■

※・中津市では、事業所からの「生活系一般廃棄物(家庭から搬出されたごみ)」の持込みを可能としています。

※持込みには、「生活系一般廃棄物」であることの申請が必要です。

※産業廃棄物、処理困難物の持込みはできません。

※「生活系一般廃棄物」ですが、許可業者(又は事業者)からの持込みのため事業系の料金が発生します。



処理方法

①中津市クリーンプラザに自己搬入が可能です。(有料)

②一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。

「生活系一般廃棄物」が持込まれる事例

事例1)一般家庭の「生活系一般廃棄物」を収集運搬業許可業者に委託された場合

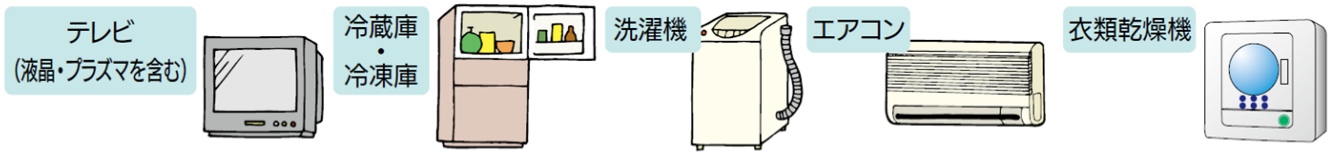


事例2)集合住宅の管理人が住宅用の「ごみ集積所」を整理して、その整理したごみを自己搬入する場合



「生活系一般廃棄物」であっても持込めないごみがあります。

■家電リサイクル法対象品は持込めません。



■パソコン本体・ディスプレイは持込めません。(資源有効利用促進法による)

■産業廃棄物、中津市指定の適正処理困難物は持込めません。

タイヤ <small>※運搬用一輪車のタイヤも含む。</small> 	バッテリー 	オイル 	バイク <small>その他バイク部品含む</small> 	ボウリングの球 	消火器 	ガスボンベ 	ピアノ 	注射器 	つけもの石
ブロック・コンクリート・かわら・スレート・石膏ボード・土砂などの建築廃材等 	木の根・太さ15cm以上の幹 	太陽光・ソーラーパネル 	農薬・劇薬などの薬物・塗料 	焼却灰 <small>使用済みの木炭・練炭・炭を含む</small> 	ドラム缶 	大型動物の死体 <small>例) 鹿、猪、など</small> 			
漁具 <small>船解体、網、うき、機材 など</small> 	農機具・ビニールハウス・あぜシート・苗箱 	建具関係 (建築構造物の一部とみなされるもの) <small>ドア・板戸、ガラス窓・戸、アルミサッシ戸、ふすま障子戸、網戸、流し台、洗面台、風呂釜・浴槽、ボイラー、便器本体、煙突、とい、垣根、土壌 など</small> 	店舗・事業所から出る産業廃棄物 <small>例) びん、缶、ペットボトル、プラスチック製品、金属類、ガラス・陶磁器類、など</small> 						
冷媒入りの機器 <small>・冷媒入りの機器は、処理困難物です。機器に記載している仕様を確認してください。 例) 冷水機、製氷機、除湿機、冷風機、空気清浄機などは、仕様を確認してください。</small>	エンジン付き・オイル付の機器 <small>・エンジン付き、オイル付の機器は、処理困難物です。 例) 草刈機本体、チェーンソー、芝刈り機本体、オイルヒータ など</small>	店舗・事業所から出るリサイクル可能な紙類 <small>例) 雑誌、新聞、段ボール書類、パンフレット、ハガキ、など</small>	事業所・造園業者から出る剪定枝木・竹・草類 <small>例) 事業所内の刈り草業者による剪定枝木農家の畑から出る草など</small>						

■条件付きのごみ

★畳は、最大10枚/日までです。

★ソファ類、スプリングマット類、仏壇類は、解体して持込んでください。

「生活系一般廃棄物」の持込み申請書

■事業者が「生活系一般廃棄物」を持込む場合は、申請書が必要です。申請書は、以下のホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご使用してください。

申請書のあるホームページ ⇒

